

ハイライト:

- ・教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税制度を解説します
- ・子や孫等の贈与税の税率が緩和されます

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### ご挨拶



目次:

ご挨拶	1
教育資金一括贈与 に係る贈与税の 非課税制度	2
贈与税の税率構造 の緩和	2

例年より早い梅雨入りとなり、しばらく傘が手放せない時期となりました。

第54号では、贈与税関係について取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。なお、HPのお役立ち情報で会計・税務の情報を更新していますので、是非ご覧下さい。

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦  
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

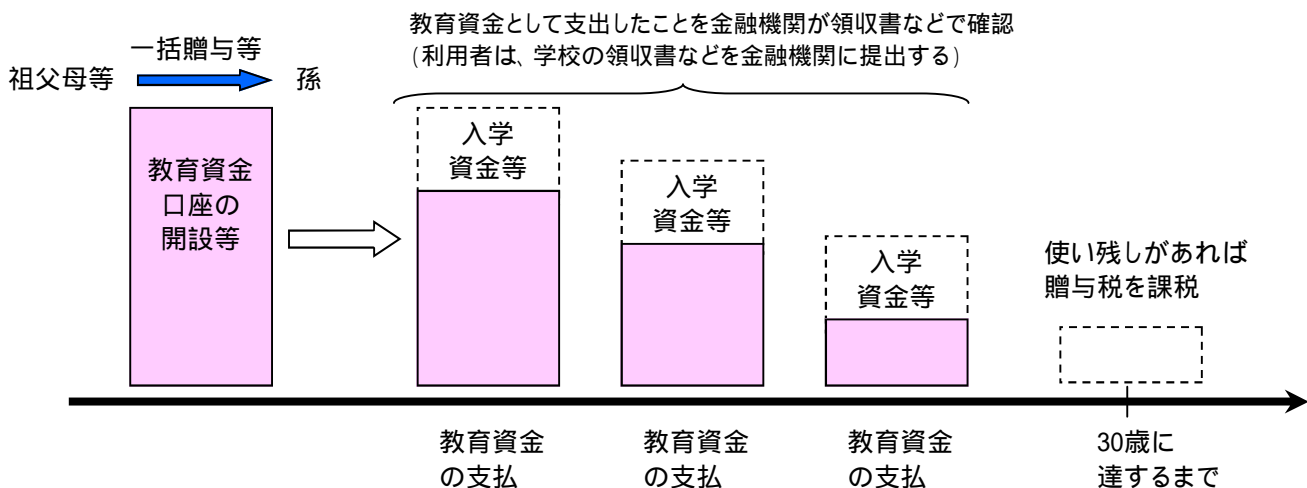
### 教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税制度

平成25年度税制改正の目玉の1つとして、教育資金一括贈与に係る贈与税非課税制度が創設されました。今号は、この制度の内容を解説いたします。

この制度は、平成25年4月1日から、平成27年3月31日までの期間に、両親や祖父母等から子・孫に教育資金を一括して贈与する場合、**子・孫毎に1,500万円までが非課税**となる仕組みです。

贈与された教育資金は子・孫名義の金融機関口座において管理され、教育費として使われることを金融機関が領収書等により確認・記録・保存することになっています。そのため、金融機関に開設できる口座は受贈者1人に対し、1口座となっています。受贈者である子や孫が**30歳に達する日に終了**しますが、途中贈与者である祖父母等が死亡しても、受贈者が30歳に達するまでは制度の利用ができます。

扶養義務者間で、必要な都度支払われる教育資金には、現在でも贈与税は課税されません。



< 出典: 国税庁HP >

教育資金とは、学校等に対して直接支払われる金銭と学校以外の者に支払われる金銭のうち一定のものをいいます。

### 1,500万円までの非課税枠について

入学金、授業料、保育料や修学旅行費は上限1,500万円までの枠が認められていますが、学校等以外の者に支払われる費用、例えば塾や習い事の月謝、学校指定の教科書・教材費用、学用品費等については1,500万円の枠の中に設けられた500万円までの枠が上限となります。

### 具体的な費目について

#### ○部活動の費用

小・中学校、高等学校、特別支援学校における部費などで、例えば学校名で領収書等が出るものであれば、1,500万円の非課税枠の対象となります。しかし、学校等が書面で購入・支払を依頼したものについては、1,500万円ではなく500万円までの非課税枠の対象となります。ただし、部活動で使用するものであっても、個人がそれぞれに購入するものは、1,500万円及び500万円枠のいずれの対象にもなりません。

#### ○下宿代

1,500万円もしくは500万円までの非課税枠のいずれの対象にもなりません。学校の寮費については、学校等に支払われたことが領収書等により確認できる場合、1,500万円までの上限で非課税となります。

#### ○留学の渡航費や滞在費

外国の教育施設に対する支払については、外国の学校教育制度に位置づけられている学校であれば1,500万円までの非課税枠の対象となります。ただし、渡航費用や滞在費用は非課税枠の対象にはなりません。

### 領収書等について

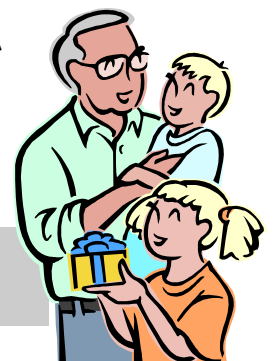
金融機関に提出する領収書には、支払日付、金額、支払内容、支払者、支払先の氏名及び住所が記載されている必要があります。教育資金の支払に充てた金銭に係る領収書等の書類については、次のイ又はロの提出期限までに、取扱金融機関の営業所等に提出しなければなりません。なお、いずれかの選択をした後は、その後において選択の変更はできません。

イ 教育資金を支払った後にその実際に支払った金額を教育資金管理契約に係る口座から払い出す方法をその口座からの払出方法として選択した場合

領収書等に記載された支払年月日から1年を経過する日

ロ イ以外の方法を教育資金管理契約に係る口座の払出方法として選択した場合

領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年3月15日



ホームページもご覧ください

[Http://homepage2.nifty.com/my-naka/](http://homepage2.nifty.com/my-naka/)

### 贈与税の税率構造の緩和

高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促進し、消費拡大を通じた経済活性化を図る観点から、贈与税の税率構造について、最高税率を相続税の最高税率に合わせる一方で、子や孫等が受贈者となる場合の税率が緩和されました。

相続時精算課税制度の対象者について、贈与者の年齢要件を65歳以上の者から60歳以上の者へ引き下げ、受贈者に孫が加えられました。

平成27年1月1日以後の贈与から適用になります。

税理士法人 舞  
中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

[nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp](mailto:nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp)

[贈与税の速算表]

< 出典: 財務省HP >

基礎控除後の課税価格	現行		改正後				
	税率	控除額	直系尊属以外		直系尊属		
	税率	控除額	税率	控除額	税率	控除額	
200万円以下	10%	0万円	10%	0万円	10%	0万円	
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円	15%	10万円	
400万円以下	20%	25万円	20%	25万円			
600万円以下	30%	65万円	30%	65万円	20%	30万円	
1,000万円以下	40%	125万円	40%	125万円	30%	90万円	
1,500万円以下	50%	225万円	45%	175万円	40%	190万円	
3,000万円以下			50%	250万円	45%	265万円	
4,500万円以下			(3,000万円超)	55%	400万円	50%	415万円
4,500万円超						55%	640万円

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。